

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	三井住友建設株式会社（代表取締役社長 則久芳行）
住 所	東京都中央区佃2-1-6

2. 措置期間

平成22年10月21日～平成24年10月20日（24か月）

3. 事実概要

貴社を含む4社は、福島県、国土交通省関東地方整備局及び国土交通省近畿地方整備局が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事において、それぞれ独占禁止法第3条の規定（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、平成22年9月21日、公正取引委員会から審判審決を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本町建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問 い 合 わ せ 先

矢吹町総務課管財契約チーム
福島県西白河郡矢吹町一本木101
（電話）0248-42-2111